

学校法人甲南学園 情報システム利用ガイドライン

本学園の情報及び情報システムの利用者は、本学園情報セキュリティポリシー及び情報システム利用内規に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

本ガイドラインを遵守しないことにより他者に被害または損害を与えた場合に発生した民事及び刑事上の責任・損害は自己責任となります。また本学の学則、就業規則等に基づく処分を受ける場合があります。

教育、研究目的並びにそれらに関する業務目的以外の利用を行わない。（利用内規 第 8 条 1 号）

違反例) 本学園のネットワークに接続された端末で、オンラインの株取引をする。

虚偽の情報を提供する行為、詐欺行為、他人を詐称する行為を行わない。（利用内規第 8 条 7 号）

違反例) 他人の名前や住所等を利用してオンライン取引などを行う。

公序良俗に反する情報の取得及び情報の発信を行わない。（利用内規第 8 条 2 号）

違反例) わいせつな画像や動画をダウンロード・アップロードする。

個別の情報端末に対する安全管理を怠らない。（利用内規第 15 条）

違反例) ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルを更新していない。

名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、またはハラスメントにあたる行為を行わない。（利用内規第 8 条 3 号）

違反例) インターネットの電子掲示板に、他人を脅すような文言を書き込む。

利用識別番号（ID）を第三者に譲渡又は貸与しない。（利用内規第 7 条 2 号）

違反例) 同僚に、自分の ID とパスワードを教え情報端末を利用させた。

個人のプライバシー及び肖像権を侵害しない。（利用内規第 8 条 4 号）

違反例) 撮影した写真を当事者の了承を得ないでブログや電子掲示板で公開する。

不注意で個人情報や機密情報を漏えいしない。（個人情報保護規程）

違反例) メール宛先を間違えてゼミの名簿を他人に送ってしまった。

守秘義務に違反する行為（利用内規第 8 条 5 号）

違反例) 教授会などの会議での発言や資料、決定事項等をブログや Twitter などで公開する。

その他法令及び社会的通念に反する行為を行わない。（利用内規第 8 条 13 号）

違反例) 他人に対し、故意にウイルス付のメールを送付して感染させる。

著作権、特許権等の知的所有権を侵害しない。（利用内規第 8 条 6 号・第 8 条 2 項）

違反例) ソフトウェアライセンスの所有権が明らかでないソフトウェアをパソコンにインストールして使用する。

違反例) P2P ソフトウェア等を使って、著作権が保護された映画を不正にダウンロードした。

情報システムの円滑な利用及び運用の支障となる行為を行わない。（利用内規第 8 条 12 号）

違反例) コンピュータウイルスに感染した端末を本学園のネットワークに接続した。

違反例) 電子ジャーナルから、利用契約で禁止されているにもかかわらず大量の資料をダウンロードしたため、大学全体で利用制限をされた。